

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（3工区）（補助））の変更について

国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（3工区）（補助）に係る工事請負契約（令和2年10月8日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
4 契 約 金 額 <u>599,043,500円</u>	4 契 約 金 額 <u>574,750,000円</u>